

佐賀県パーキングパーミット制度

～本当に必要な人のために皆さまのご協力を！～


パーキングパーミット制度とは？

県・市町の施設やショッピングセンターなどの身障者用駐車場に、県内に共通する身障者用駐車場利用証（パーキングパーミット）を交付することで、駐車場を利用できる方を明らかにし、駐車スペースを確保する制度のことで、佐賀県が全国で最初に始めたものです。


この制度では、身障者用駐車場を利用できる人を「歩行困難な方」とし、身体に障害のある方をはじめ、高齢者や妊産婦の方なども申請し、認められれば利用することができます。

歩行困難な方にとって、いつでも必要なときに必要な場所へ移動できる自動車は、大切な交通手段です。健常者の方が「少しくらいの時間だから」などと駐車されることのないよう、みんながゆずりあい、思いやりの気持ちを持って安心して暮らしていけるよう、皆さまのご理解・ご協力をお願いします。


身体障害者、高齢者、難病患者等
【有効期間：5年間】




一時的に歩行が困難な方(けが人、妊産婦)
【有効期間：1年未満】



使用方法



車内に掲示します。



利用できる方と有効期間

- ①身体に障害がある方で歩行が困難な方 …… 5年（更新）
（駐車禁止除外指定車標章交付対象者に準ずる）
- ②高齢者で歩行が困難な方（要介護1以上） …… 5年（更新）
- ③難病等による歩行が困難な方 …… 5年（更新）
- ④知的障害者（療育手帳の障害の程度欄「A」） …… 5年（更新）
- ⑤一時的に歩行が困難な方 …… 1年未満で必要な期間
（けがをされている方） …… 車いす、杖などの使用期間
（妊産婦の方） …… 妊娠7ヶ月～産後3ヶ月

使用上の注意点

- ・この利用証は身障者用駐車場の利用を認めるものであり、公安委員会が発行する駐車禁止除外指定車標章とは異なるものです。
- ・この利用証は交付された本人が、乗車時のみに使用可能です。他人に譲渡や貸与した場合は、返却させていただきます。

利用できる 駐車場

佐賀県が発行した身障者用駐車場利用証(パーキングパーミット)をお持ちの方は、身障者用駐車場(パーキングパーミット)の看板等が設置してある駐車場を利用できます。

【身障者用駐車場看板】



この看板が
目印です!

この標示マーク
が目印です!

【身障者用駐車場路面標示】



▲神埼市役所本庁舎南側駐車場のパーキングパーミット

申請するときは、それぞれ必要な添付書類がありますので、あらかじめお問い合わせください。

◎申請窓口・問い合わせ先

- ・佐賀県 地域福祉課 ☎25-7053
- ・佐賀中部保健福祉事務所 ☎30-3600

※市役所でも申請の受け付けができます。

- ・神埼市役所 高齢障害課 ☎37-0111
- ・千代田総合支所 市民福祉課 ☎44-2167
- ・脊振総合支所 市民福祉課 ☎59-2111

三世代みんなが安心して暮らせるように。



佐賀は、ユニバーサルデザイン

◆**嬉野市で全国大会が開催**
全国で広がるユニバーサルデザインの先進的な取り組みの紹介・情報交換等を通じて、より一層のユニバーサルデザインの普及・推進を図るため、第5回ユニバーサルデザイン全国大会が、12月21日(火)と22日(水)に嬉野市で開催されます。詳しくは、ホームページ(「UDラボ」で検索)をご覧ください。
ユニバーサルデザインとは、誰もが安心して笑顔で暮らしている社会を実現するために、身の回りのものをできるだけ多くの人が使いやすいように工夫していくことです。

◎問い合わせ先

佐賀県 地域福祉課
☎25-7053

神埼市では、神埼中央公園体育館一階の身体障がい者用トイレ内にオストメイト対応トイレを設置し、11月1日から、使用できるようになりました。
同トイレは、神埼市中央公民館と千代田町保健センターにも設置していますので、ご利用ください。
※オストメイトとは?
手術による人工肛門や人工膀胱の保有者のことをいいます。

◎問い合わせ先

神埼市役所 高齢障害課
☎37-0111



オストメイト対応トイレを設置

公共下水道・農業集落排水事業整備計画区域外で 合併処理浄化槽の整備を行っています

市では、本人の申請に基づき、市が設置工事を行う合併処理浄化槽の整備推進を行っています。

これは、工事費の一部を設置される方に「分担金」として負担をしていただき、設置後は、「使用料」を負担していただくものです。市が維持管理(保守点検・汚泥汲取り清掃・法定検査)などを行いますので、安心して使用することができます。設置する合併処理浄化槽は、公共下水道や農業集落排水施設と同様の高い浄化能力があり、浄化槽本体の大きさは、小型乗用車1台分ぐらいです。



◆市が負担する経費

- ・合併処理浄化槽本体工事
- ・本体設置工事に係る設計費
- ・維持管理費(保守点検・汚泥汲取り清掃・法定検査)

◆使用者が負担する経費

- ・家屋の増改築工事費
- ・トイレ等から合併処理浄化槽流入柵までの宅地内配管工事費
- ・市標準工事以外(ポンプ槽、車乗入の強化蓋、障害物撤去費用等)の工事費
- ・既存浄化槽の撤去費
- ・電気料及び電気工事費
- ・毎月の使用料

合併処理浄化槽を設置している方へ

対象区域で既に合併処理浄化槽を設置している方は、浄化槽本体を市に寄付することができます。この場合、維持管理は市が行いますが、使用料を毎月負担していただくこととなります。

ただし、定期的に保守点検をされ、正常な機能を維持しているものに限りです。

下水道への接続のお願い

下水道が供用開始されている地区で、まだ接続をされていない方は、早急に接続をお願いします。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

神崎市役所 下水道課 ☎37-0105

どんなことでも構いません。
皆さまの声をお聞かせください!

夜の市長室

11月は、脊振総合支所で行い、5組(7人)が来庁されました。

○今後の予定

とき	ところ
12月7日(火)	神崎市役所
1月4日(火)	千代田総合支所

18:00~20:00(1組30分程度)
※事前予約は行っていません。
当日来庁された先着順で受け付けを行います。



◎問い合わせ先
神崎市役所 市長公室
☎37-0088

障害者手当制度をご存知ですか?

○特別児童扶養手当

身体または精神に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育する保護者などに支給されます。

ただし、児童が障がいを受給理由とする公的な年金を受給している場合や、施設に入所している場合は受給できません。

○障害児福祉手当

20歳未満であって、重度の障がい状態にあるため日常生活で常時介護を必要とする方に支給されます。

ただし、児童が障がいを受給理由とする公的な年金を受給している場合や、施設に入所している場合は受給できません。

○特別障害者手当

20歳以上であって、著しく重度の障がい状態にあるため日常生活で常時特別の介護を必要とする方に支給されます。

ただし、施設に入所している場合や病院に3ヶ月以上入院するに至った場合は、受給できません。

※いずれも所得制限があります。

◎問い合わせ先

神崎市役所 高齢障害課
☎37-0111
千代田総合支所 市民福祉課
☎44-2167
脊振総合支所 市民福祉課
☎59-2111

12月4日から10日までは「人権週間」



世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から毎年12月10日の人権デーを最終日とする1週間を人権週間と定め、人権尊重思想の普及高揚のため啓発活動が行われています。

生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感し、「思いやりの心」と「かけがえのない命」を大切にすることを考えてみましょう。

あなたやあなたの周りで人権が守られていないと感じたことはありませんか。そんなときは、気軽にご相談ください。

神崎市では、人権擁護委員による人権相談を毎月定例の相談日を設け、各庁舎で実施しています。詳しい日程は、「市報かんざき」の相談のページでご確認ください。相談は無料で秘密は守られます。人権擁護委員は、法務大臣から委嘱されており、日頃から地域の中で人権擁護に関する活動を積極的に行われています。

また、人権による相談は、下記でも受け付けています。

- ・佐賀地方法務局 ☎26-2148
- ・子どもの人権110番 ☎0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
- ・インターネットによる相談 <http://www.moj.go.jp>

◎問い合わせ先 神崎市役所 市長公室 ☎37-0088

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち

育てよう 思いやりの心～

◆神埼会場…神崎市中央公民館

期 日	内 容	講 師
1/12 (水)	いきいき体操 食事のバランス	運動指導士 栄養士
1/20 (木)	認知症予防について 健康講話	地域包括支援センター 医師
2/2 (水)	いきいき体操 食事の食べ方、簡単調理	運動指導士 栄養士
2/9 (水)	いきいき体操 お口元気に	運動指導士 歯科衛生士
2/16 (水)	いきいき体操 歯の健康について	運動指導士 歯科医師

◆千代田会場…千代田町保健センター

期 日	内 容	講 師
1/13 (木)	お口元気に いきいき体操	歯科衛生士 運動指導士
1/27 (木)	認知症予防について いきいき体操	地域包括支援センター 運動指導士
2/3 (木)	口からはじまる全身の 健康について いきいき体操	歯科医師 運動指導士
2/10 (木)	食事のバランス いきいき体操	栄養士 運動指導士
2/17 (木)	健康講話 食事の食べ方、簡単調理	医師 栄養士

※いずれも午後2時から2時間程度

介護予防教室

「着返り、いきいき健康講座」参加者募集!!

- 自分らしく、若々しく、いきいきと毎日を過ごせるよう運動や食事、口腔ケア等の健康講座を開催します。全5回の講座で、市内の2会場それぞれ行います。
- 対象者 65歳以上の方で介護予防に関心がある方
 - 申込・問い合わせ先 神崎市役所 高齢障害課 (おたつしや本舗神埼) ☎37-0111
 - 定員 各会場 20人(先着順)
 - 申込締切日 12月20日(月)
 - 参加費 内容により、材料費がかかる場合があります。

有料広告

有料広告

和田記念病院 (内科・消化器内科・通所介護)

佐賀県神崎市神埼町尾崎 3780 ☎0952-52-5521 FAX 0952-53-5567

介護老人保健施設うぶすな (入所・短期入所・通所リハビリテーション)

うぶすな居宅介護サービス

佐賀県神崎市神埼町永歌 1021 ☎0952-52-8990 FAX 0952-52-3290

和田医院 (内科・胃腸科内科・小児科)

佐賀県神崎市神埼町神埼 293 番地 ☎0952-52-2021 FAX 0952-53-3993

ごんどう耳鼻咽喉科 (耳鼻咽喉科・アレルギー科)

佐賀県神崎市神埼町田道ヶ里 2226-1 ☎0952-55-7001 FAX 0952-55-7002

